

## 朝朝鮮人強制連行の実態

2019年10月25日 外村 大

### 0、はじめに

戦時労務動員に対する様々な誤解。仕組みと法令、その変化、日本と朝鮮との違い等、意外に？ 複雑。

1990年代半ば以降、歴史研究者のなかでの通説と異なる認識の流布。新史料の利用、史料の解釈の変更などによるわけではない。

日本内地と朝鮮との動員、援護施策を含む法制度の違い。

労務動員の過酷さ、国家の無計画性、行政当局の統率の不十分さが、新たな史料の発掘、検討で浮き彫りになってきたと言える。

### 1、労務動員の計画と法制度

(朝鮮人労働者はなるべく入れないという1934年の閣議決定。しかし朝鮮人労働者であれば安く使えるので、日本内地の労働力が逼迫したら導入すべき、という認識)

日中戦争の長期化、全面化→総力戦体制の構築の必要。

1939年度以降、毎年、動員計画(労務動員計画→国民動員計画)を策定して、それに基づく労働力配置を行うため、労働市場での調整、直接的な行政命令による配置等を行う。

労働力配置の統制の必要。人手不足はすべての労働現場で一様に起こるわけではない。自由な労働力移動を容認するならば、多くの人が忌避する労働現場での労働力不足こそが深刻となる。転職の規制や一部職種の雇入れ制限、朝鮮から日本内地への移動の制限強化(「密航」の法的規制)。

国家総動員法の公布施行。労働力動員の条文、4条(徴用)、5条(協力)、6条(労働条件等についての命令)を含む。4条に基づき国民徴用令、5条により国民勤労報国協力令、5条と6条に基づき女子勤労挺身令、など。

計画に対する要員確保はかならずしも法的根拠による行政命令で行われるわけではない。職業紹介所等の紹介や門前募集でも行われる。というより基本はそちらであり、徴用はもともと「抜かない宝刀」。

### 2、日本人と朝鮮人の動員の違い

日本内地では国営の職業紹介所(→国民職業指導所→国民勤労働員署)が各地に設置され、専門的に動員行政を管轄。連絡委員の制度も。地域社会への配慮。

朝鮮では、職業紹介所はようやく各道に1カ所。

日本内地では、特定の技能者、政府管理工場のみ、職業紹介所で充足できなかった場合等に

限定して徴用を発動、その後、1943年からは限定を外して徴用。ただし、本人の事情を考慮、主に家から通える範囲の軍需工場。

朝鮮では、国民徴用令による新規徴用は1944年9月まで発動せず。動員計画に計上された日本内地への労働者の要員確保は、1939年9月以降、「募集」（法的には朝鮮総督府令の労働者募集取締規則→朝鮮職業紹介令）、1942年2月以降、「官斡旋」（朝鮮総督府内部の要綱に基づく）、で実施。1944年9月以降、国民徴用令による新規徴用。

現員徴用、軍需会社法・軍需会社徴用規則によって徴用とみなされるケースの存在。

（20181101の首相答弁、「国家総動員法下の国民徴用においては、募集と官斡旋と徴用がございましたが…募集に応じたもの…朝鮮半島の出身労働者」云々の誤り）

朝鮮人動員の差別性。炭鉱・鉱山、土建工事場、港湾荷役など、劣悪な環境（もともと徴用に配置すべき場所ではないと考えられていた現場）の職場に配置。援護の不在。

### 3、暴力的動員とその背景

暴力的動員となることは本来、植民地統治や総力戦にとってマイナス。しかし、実態として本人の意思に反した動員の多発。

1943年以降、行政当局自体の資料、関係者の話でも、同時代から本人の意思に反した動員、「拉致同様」であることの問題を指摘。

時期はいつからか？ 南統治の末期から、小磯総督の初期において問題化していたとの証言。とすれば1942年春頃。あくまで朝鮮総督府本府でも問題となった時期。また、待遇の条件が違うとのことで問題となったことは1940年には新聞記事でも確認できる。

朝鮮では過剰人口がいると言われていたが（確かに1939年には日本行きの募集に人が殺到したなどの証言）、転職希望者を上回る動員。1940年の転職希望者（男子、推計値）24万0720人。翌年の動員計画ですでにこれを上回る。転職可能者（男子、推計値）92万7536人についても、戦争末期までに、朝鮮内、満州移民、軍要員の動員に供給できない。

職業紹介所ではなく、貧弱な一般行政機構が協力。地域経済への配慮の仕組みの不在。短期間に一定の数を集めることは無理。にもかかわらず、異常な充足率。1943年度には100%を超える。

農業労働力についても、農繁期には不足しているという、朝鮮総督府の農業政策担当の官僚の言。では農繁期だけ帰農させるか→多くが天水田であるために不可能。

家族を帯同した移住が許容されない→基幹的労働力がないまま農業経営を行う、農業規模の適正化が図れるわけではない、という問題。

#### 4、労働現場での待遇と差別

待遇に差別があってはならないことを、動員開始の際に確認。差別があり、それに起因して、コミュニティや職場での対立、葛藤が生じた場合、やはり植民地統治、総力戦遂行にマイナス。物資、食糧の全般的不足。しかし、国家の命運をかけた重要な労働現場であれば、十分な配給を与えるはず。

比較的、待遇がよかった労働現場の話はないわけではない。また、軍需工場は近代的労務管理ではある（当時の最先端の企業）。

ただし、証言では私的制裁、食糧、物資の不足、少額しか手元に賃金を受け取っていない等の話。

特高警察の紛争義の報告、1939～1940年の被動員者の26%強が参加。

監獄部屋がむしろ、戦時下に復活している傾向という調査報告。

供託された貯金が多額に上るケース。

援護施策の機能不全。別居手当等を受け取っていない家族が相当数に上る。そもそも、朝鮮勤労働員援護会への送金を行っていない日本内地の企業が多数。

#### 5、被害の範囲と植民地主義の問題

日本における裁判の事実認定とこれまでの歴史学界での定説、そこで提示された戦時期の日本政府の公文書、労務需給の数量的な動向、戦後の朝鮮総督府元官僚らの証言を踏まえれば、広範に強制的、暴力的動員があったことは否定できない。

動員被害者本人だけでなく、配偶者や子どもらの被害はあるし、長期的に影響した場合もある。

もともと、労務動員の実施以前から日本内地への朝鮮人の移動は自由ではない。日本の企業にとって有用な者のみに移動を許可し、それ以外は移動を認めない。これは戦時期も同様。それを法律ではなく、行政当局の「論旨」で行うことの問題。

植民地主義とは何か。ある集団を無能な存在と設定し、自己決定権を奪い、自分たちに従うべきと考え、労働力、資源、土地、文化を用いること。法律によらず、計画等に参画させないまま動員することはまさに植民地主義。

法に基づいているかどうか、強制かどうか、が問題ではない。植民地主義の克服が課題。

## 資 料

### 資料 1：国家総動員法、1938 年 4 月 1 日施行

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時(戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全カヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二条 本法ニ於テ総動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 兵器、艦艇、弾薬其ノ他ノ軍用物資
- 二 国家総動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
- 三 国家総動員上必要ナル医薬品、医療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 国家総動員上必要ナル船舶、航空機、車両、馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 国家総動員上必要ナル通信用物資
- 六 国家総動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資
- 七 国家総動員上必要ナル燃料及電力
- 八 前各号ニ掲グルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具、装置其ノ他ノ物資

九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル物資

第三条 本法ニ於テ総動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 総動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又ハ保管ニ関スル業務
- 二 国家総動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ関スル業務
- 三 国家総動員上必要ナル金融ニ関スル業務
- 四 国家総動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ関スル業務
- 五 国家総動員上必要ナル教育訓練ニ関スル業務
- 六 国家総動員上必要ナル試験研究ニ関スル業務
- 七 国家総動員上必要ナル情報又ハ啓発宣伝ニ関スル業務
- 八 国家総動員上必要ナル警備ニ関スル業務

九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル業務

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨グズ

第五条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国、地方公共団体又ハ政府ノ指定スル者ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ従業者ノ使用、雇入若ハ解雇、就職、従業若ハ退職又ハ賃金、給料其ノ他ノ従業条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

[以下略]

**資料 02 : 『大陸東洋経済』 19431201 「座談会 朝鮮労務の決戦寄与力」での田原実〔朝鮮総督府労務課事務官〕の発言**

…朝鮮の職業紹介所は各道に一ヶ所ぐらゐしかなく組織も陣容も極めて貧弱ですから、一般行政機関たる府、郡、島を第一線機関としてやっておりますが、この取りまとめが非常に窮屈なので仕方なく半強制的にやっております。その為輸送途中に逃げたり、折角山〔炭鉱、鉱山〕に伴れていっても逃走したり、或は紛議を起すなどと、いふ事例が非常に多くなって困ります。しかし、それかと云って徴用も今すぐには出来ない事情にありますので、半強制的な供出は今後もなほ強化してゆかなければなるまいと思っております。

**資料 03 : 道知事会議での朝鮮総督府政務総監訓示、1944年4月13日**

官斡旋労務供出の実情を検討するに労務に応ずべき者の志望の有無を無視して漫然下部行政機関に供出数を割当て下部行政機関も亦概して強制供出を敢てし口くして労働能率の低下を招来しつゝある欠陥は断じて是正せねばなりません。

**資料 04 : 小暮泰用「内務省管理局長宛復命書」19440731**

動員の实情…徴用は別として其の他如何なる方法に依るも出勤は全く拉致同様な状態である／其れは若し事前に於て之を知らせ皆逃亡するからである、そこで夜襲、誘出、其の他各種の方策を講じて人質的略奪拉致の事例が多くなるのである

**資料 05 : 安興晟煥「勤労働員の当面課題」『国民文学』 1944年10月号**

管理態勢の強化…尚ほ表面の施設を絢爛にするに止まることなく、實質に於て勤労者に温い心の涙を与へること、彼等の痛いところ、痒いところの急所をよく把握してこれに適正なる管理を施すことである。例へば取扱担当者の日常の用語及態度に於て、半島労務者に『人間』として『日本国民』として『文化人』として接することが融合協力上非常に大きな力になった…

或る地方では官斡旋通知又は徴用令状〔徴用令書〕を予めこれを本人に交付すれば逃げる心配があるといつて警察官や面吏員が其の通知を出頭前日の晩或は出頭日に當って本人に交付しながら即座で引張って来る。ことここに至れば本人も家族も突然の事で恐怖心を起し、哭いたり憐みを訴へたりすることも往々あるがこれは結局この地方の人達は徴用の事を聞くと丸で死地に連れて行かれるのも同様のものと思ひ益々忌避し逃亡者を出す様な傾向があるのである。

**資料 06 : 「内地北部方面に於ける朝鮮人労務者の動向並労務管理の欠陥状況」『朝鮮檢察要報』第9号、1944年11月**

三井芦別炭礦に於ける最近移入の朝鮮人労務者は殆ど老人（五〇—六〇歳）及年少者（十五、六歳）にして重勞に耐へざる者多く之等の者の言を綜合するに農耕に従事中強制的に狩集められたる旨洩しあり

#### 資料 07：厚生事務次官松崎芳「勤労局長宛復命書」19450108

自由渡航時代と異り半島送出労務者は内地渡航を忌避する傾向あり、各般の意見を綜合するに其の原因として考へらるるものは次の如し

- 1 補給金、給料を問はず在鮮家族に対する送金僅少又は皆無なること
- 2 内地送出労務者との音信不円滑にして其の安否すら確め得ざるものあること…

…面書記青山某（労務係主任）半島人 四十二、三才（普通学校卒）の談

「面の労務係は動員が手一杯です、面の人々は徴用を嫌って労務係を仇敵の様に考えてゐます、昼間は何処かへ逃げかくれて判らない夜行つて本人に手渡せばならんのですが袋叩きにされたり刃物を突きつけられたり命がけです…」

#### 資料 08：「勤労援護の完きを望む 朝鮮勤労援護事業の現状」『大陸東洋経済』19450415

…内地工場事業主よりの補給金送付は3月末現在で約200万円で、予定総額の10%前後であると聞く。これは取も直さず基本補給並びに特別補給の補給に多大の支障を生ぜしめることは当然だ。援護会活動自体の不備、不充分にも依るであらうが、事業主の不熱心の程も窺はれる。

次に挙げられる援護不徹底の原因は末端組織の不備である。分会、支所が援護事業に活発に乗出したのは漸く去る1月前後のことで、その間、扶助援護対象の調査で荏苒今日に及んだ。…

#### 資料 09：「坑内の監獄部屋で火あぶり殺しの極刑 虐げられた朝鮮人鉱夫」『神奈川新聞』19451120

大東亜戦争勃発後『朝鮮人の皇民化』が叫ばれ軍国主義的□□に名をかりて地方から狩り立てて来たばかりの新参労務者に訓練が強ひられたが、三ヶ月間は殆ど睡眠時間は与へられていなかった／また日本人労務者の不足対策として坑内危険作業は主として朝鮮人労務者に振り向けられたにも拘らず、待遇□日本人とはまったく差別せられ日給において五十銭の差すらつけられた、衣服の至急は故郷を出たとき冬着のものはそれ一着夏服のものは夏服だけで三年の間一着も支給されない労務者すら別な方面にあったのである『飢えたる奴隷』といふが、鉄鎖を引きずらないだけのちがひで、全く言葉通りである

#### 資料 10：鎌田沢一郎『朝鮮新話』創元社、1950年

…戦争が次第に苛烈になるに従つて、朝鮮にも志願兵制度が敷かれる一方、労務徴用者の割当が相当厳しくなつて来た。

納得の上で応募させてゐたのでは、その予定数に仲々達しない。そこで郡とか面（村）とかの労務係が深夜や早曉、突如男手のある家の寝込みを襲ひ、或ひは田畑で働いてゐる最中に、トラックを廻して何げなくそれに乗せ、かくてそれらで集団を編成して、北海道や九州の炭鉱へ送り込み、その責を果すといふ乱暴なことをした。但総督がそれまで強行せよと命

じたわけではないが、上司の鼻息を窺ふ朝鮮出身の末端の官吏や公吏がやっつてのけたのである。

…南〔次郎〕統治の末期から、…労務動員の強制が行われてゐる〔ことを知り、1942年に総督に就任した小磯國昭は〕改善に誠意を示す…

#### 資料 11：大蔵省管理局『日本人の海外活動に関する歴史的調査』1950年

〔家族送金・手当等の援護の確約〕併し乍らこのことは空襲に伴ふ通信の不円滑又は援護機関の末端の不整頓のため送金極めて円滑を欠き政府に対する更に新しき不信の声となつて遂に終戦…就労先を明示しない場合があつたため、之が惹いては一定員数に著しい支障を与へるに至つた…当局は一定年限を経過せば、必ず帰還せしめる旨を約束しながら、之を延長して既に長期に及べる者を今尚帰還させない而も本人の生死すら全く不明なるものありとして官庁の不信を詰つたのである。〔徴用については〕不応者続出し一定の員数を揃へるためには徴用の割当を著しく増して置く必要が生じ、其のために無用の人心の動揺を来たし、忌避者を続出せしめるに至つた。

#### 資料 12：労働省労働基準局『労働基準法』1953年

わが国の労働慣行においては古くから国籍、信条、社会的身分を理由とする差別待遇がみられ、特に太平洋戦争中には中国人労働者、台湾省民労働者及び朝鮮人労働者に対する内地人労働者との賃金面における差別待遇が著しかった。…

わが国の労働関係にはかつて暴行脅迫等の不当な手段によつて労働者の自由意思によることなく労働を強制するという封建的な悪習が汎くみられた。封建時代の奴隷制度はともかくとして、労働者の人格が無視され自由が拘束されるような事実が、殊に土建事業の飯場や炭坑の納屋等には典型的な形でみられこれらは「監獄部屋」といわれてゐた。このような典型的なものだけでなく工場寄宿舎や風俗営業等でも程度の差こそあれ強制労働と考えられるような特殊な労働慣行がみられた。

…1930年ILO第14回総会において「強制労働に関する条約」を採択（わが国も批准済）し「或者が処罰の脅威の下に強要せられ且右の者が自ら任意に申出たるに非る一切の労務」を強制労働と定義しこれを禁止している。…この条約の主たる対象とするところは戦争中の徴用制度の如きもの禁止についてであるが、その基本原則は右の如く一切の強制労働の禁止にある。

本条〔労働基準法第5条〕は、強制労働を禁止したものである。強制労働とは暴行その他の精神又は身体を不当に拘束する手段で労働者の意に反する労働を強制することである。何が不当に精神身体を拘束する手段であるかは具体的事件について判断されなければならないであろう。いわゆる監獄部屋、タコ部屋の人身拘束による労働強制はその典型的なものといふことができる。

**資料 13：大蔵省官房調査課金融財政事情研究会での水田直昌（元朝鮮総督府財務局長）の証言、『終戦前後の朝鮮経済事情』19540306**

内地に連れられて行ったら生きていいのか死んでいるかわからぬ…

〔戦争中、石炭〕はみんな朝鮮人が掘っておった。ですから、朝鮮人の労務なかりせばそれはできなかつたわけです。だから絶対必要なものだったのです。しかしこれも有志で行く者は一人もない。何となれば、日本に行ったらどうなるかわからぬということで、結局行くのはいやだ…それでトラックを持って行き、巡査を連れて行って、村からしょっぴいて来るわけです。そういうことをしたわけです。…一般の民衆は、米をとられ、人間をとられ、真鍮の食器を取上げられて戦争をのろう気持ち強い、それを警察の力でまあまあ何とかやっています。

**資料 14：北海道立労働科学研究所『石炭鉱業の鉱員充足事情の変遷』1958年**

最初はかつてない大旱魃の後だったんです。木の根、草の根を食べている状況だったものですから、最初の村へ行ったときには救いの神があらわれたというわけで、一つの村に一〇人〔の割当〕というのが二〇〇人位集って、もう断るにも大変だった。…まるで市場でも立つように人が集ってくるんですね。…昭和一五年位になると朝鮮も豊作で人を放したがりませんからね。こちらへ来たのも帰りがたつたものです。…

募集するのが難しくなつてからの募集はどうやったのですか。…

後になると〔警官は〕「お前徴用きたぞいけ」「どうしたもだんなさん私はいかれん」と朝鮮語で話しているんですが、どうしてもいけと行って遂に市街の巡査は、「逃げてても何でもかまわん、いだけいっておれ、うまく逃げてきたらお前の得だ」と、最後には苦しまぎれにそういうんですね。…

炭鉱から募集にいき、面事務所と警察に〔炭鉱の職員が〕いくのをみていて募集がきたとわかると部落の男はいなくなるのです。家族は、うちの息子はどこかに逃げたと市街の駐在所に報告に行くんです。これには困りました。…